

令和3年度

活動状況報告書



公益財団法人三木市スポーツ振興基金

目 次

	ページ
法人のあらまし	1
1 指導者の育成事業、競技力向上のための事業	2
2 選手派遣に対する助成事業	3
3 スポーツ団体の育成事業	6
4 その他目的を達成するために必要な事業	11

資 料

設立趣意書	12
定款	13
各種大会等に参加する者に対する補助金支給要項	20

法人のあらまし

- 1 名称 公益財団法人三木市スポーツ振興基金
- 2 所在地 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市教育委員会事務局 文化・スポーツ課内
- 3 基本財産 200,000,000円
- 4 組織
- | | | |
|------|---------|-------|
| 評議員 | 今安孝次 | 竹内良一 |
| | 井上要二 | 富田孝昭 |
| | 松井幸太 | 五百蔵征幸 |
| 理事長 | 大北由美 | |
| 常務理事 | 本岡忠明 | |
| 理事 | 古田寛明 | 篠原政次 |
| | 岸本博介 | 永尾勝彦 |
| 監事 | 岡田保 | 喜多司 |
| 職員 | 事務局長 | 金井善純 |
| | 事業・庶務担当 | 藤田崇史 |
| | 〃 | 村田政宜 |
- 5 事業
- (1) 指導者の育成事業
 - (2) 競技力向上のための事業
 - (3) 選手派遣に対する助成事業
 - (4) スポーツ団体の育成事業
 - (5) その他目的を達成するために必要な事業

[沿革]

S60年4月1日	三木市スポーツ振興基金条例施行
S61年4月25日	岡田金属工業所より2億1千万円寄贈
S61年7月1日	三木市スポーツ振興基金運用委員会の発足
S61年9月7日	発足記念スポーツ講演会（プロ野球・鈴木啓示氏）
S62年3月20日	財団法人三木市スポーツ振興基金設立発起人会
S62年4月1日	財団法人三木市スポーツ振興基金の発足
H元年8月27日	ビッグスポーツDAYスポーツ講演会（プロ野球・衣笠幸雄氏）
H3年12月7日	設立5周年記念スポーツ講演会（プロ野球・王貞治氏） 法人シンボルマークの決定
H7年11月27日	岡田金属工業所より2千万円寄贈
H8年12月1日	設立10周年記念スポーツ講演会（高校駅伝・渡辺公二氏）
H17年10月7日	三木市スポーツ振興基金条例廃止に伴う補助金の交付
H18年12月2日	設立20周年記念スポーツ講演会（阪神タイガースSD・星野仙一氏）
H24年2月25日	設立25周年記念スポーツ講演会（柔道日本代表監督・篠原信一氏）
H24年4月1日	公益財団法人三木市スポーツ振興基金に移行
H28年6月4日	設立30周年記念スポーツイベント（元プロテニス選手・松岡修造氏）

1 指導者の育成事業、競技力向上のための事業

指導者の資質向上及びトップレベルの競技者を育成するため、トップレベルにある指導者や一流選手を招へいし、直接指導を受けられる講習会。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止。

2 選手派遣に対する助成事業

(1) 対象とする者

三木市在住者、若しくは、市内の中学校・高等学校・大学の在籍者及び兵庫県内の特別支援学校に在籍する市内在住の中学・高校生、又は、市内のスポーツ団体に所属する者

(2) 対象とする大会

県大会（中学生のみ）、近畿大会、全国大会、国際大会

※大学生・社会人は全国大会以上の大会のみ

(3) 補助金助成件数内訳

区 分		小学生	中学生	高校生	大学生・社会人	合 計
個人 競技	件数	7	18	7	4	36
	金額	147,500	309,500	115,000	100,000	672,000
団体 競技	件数	1	1	0	0	2
	金額	126,000	49,000	0	0	175,000
合 計	件数	8	19	7	4	38
	金額	273,500	358,500	115,000	100,000	847,000

3 国際大会等へ出場する選手への激励金

激励金	個人	1	50,000
	団体	0	0
合 計		1	50,000

選手派遣に対する助成事業及び国際大会等へ出場する選手への激励金一覧表

(1) 大会出場補助金一覧表

No.	申請者	大会名	交付額 (円)	大会成績
1	ラボキッズ ジュニア	全国選抜ジュニアテニス選手権大会	36,000	①駒田瑛人【14歳以下男子シングルス】：ベスト8
2	兵庫県立三 木高等学校	第74回全国高等学校陸上競技対校選 手権大会近畿地区予選会	3,000	松元 凜【ハンマー投げ】：7位(42m67)
3	兵庫県立三 木東高等学 校	第54回近畿高等学校ウエイトリフ ティング競技選手権大会	12,000	①湯之上智哉(高3)【男子61kg級】：第3位(177kg) ②服部慎史(高3)【男子73kg級】：第2位(229kg) ③溝端しの(高3)【女子49kg級】：棄権 ④大橋育歩(高3)【女子64kg級】：第5位(120kg) ⑤金田愛(高2)【女子55kg級】：第10位(101kg)
4	兵庫県立三 木高等学校	第54回近畿高等学校ウエイトリフ ティング競技選手権大会	3,000	岡田和華(高3)【女子55kg級】：11位
5	兵庫県立三 木東高等学 校	令和3年度全国高等学校総合体育大会 ウエイトリフティング競技大会	21,000	①服部慎史(高3)【男子73kg級】：第7位(トータル232kg) ②溝端しの(高3)【女子49kg級】：棄権
6	三木市立三 木東中学校	第65回兵庫県中学校総合体育大会	30,000	①藤本健吾(中3)【男子3年100m】:予選(13"14)落選②野田楓(中3)【女子 共通砲丸投】:10位(9m58) ③鈴木駿介(中2)④八幡響(中1)⑤南友介(中1)⑥藤本琉璃(中2)【低学年4 ×100mR】:予選(49"47)落選 ⑦八幡響(中1)【男子1年100m】:準決勝(12"25)落選⑧石井颯亜(中1)【男子 共通1500m】:決勝(4'37"25)4位
7	三木市立自 由が丘中学 校	第65回兵庫県中学校総合体育大会 陸上競技大会	6,000	①上田咲笑(中3)【女子共通走幅跳】：14位 ②梅田佳歩(中3)【女子共通走高跳】：20位
8	三木市立三 木中学校	令和3年度第65回兵庫県中学校総合 体育大会水泳競技大会	42,000	①井口翔天(中3)【男子100m, 200mバタフライ】：予選敗退100m 11 位、200m 9位 ②岩崎可奈子(中3)【女子100m, 200mバタフライ】：予選敗退100m 31 位、200m 22位 ②岩崎(中3)③後藤(中3)④桧皮(中2)⑤高橋(中2)【4×100mメ ドレー】：予選敗退14位 ②岩崎(中3)③後藤(中3)④桧皮(中2)⑤高橋(中2)【フリーリ レー】：予選敗退16位 ④桧皮来望(中2)【女子100m, 200m平泳ぎ】：予選敗退100m 10位、 200m 11位
9	三木市立緑 が丘中学校	第65回兵庫県中学校総合体育大会 第73回兵庫県中学校選手権陸上競技 大会	18,000	①角石淳貴(中2)②長谷川蒼空(中1)③富井晴翔(中1) ④岡村優磨(中2) 【低学年4×100mR】 48.26/予選4組2着 ①角石淳貴(中2)②長谷川蒼空(中1)③富井晴翔(中1) ④岡村優磨(中2) 【低学年4×100mR】 48.24/決勝2着
10	三木市立緑 が丘中学校	第70回近畿中学校総合体育大会陸上 競技大会	18,000	①角石淳貴(中2)②長谷川蒼空(中1)③富井晴翔(中1) ④岡村優磨(中2) 【低学年4×100mR】 48.63/予選1組5着
11	三木市卓球 協会	令和3年度全日本卓球選手権大会(マ スターズの部)	80,000	①岡田茂美【女子ローセブンティ(70才以上)】：出場②宮本敦子【女 子ハイエイティ(85才以上)】：出場③水船憲二【男子ハイセブンティ (75才以上)】：ベスト16④羽田昌義【男子ハイセブンティ(75才以 上)】：ベスト16
12	三木市立緑 が丘中学校	第65回兵庫県中学校総合体育大会 第72回兵庫県中学校選手権水泳競技 大会	6,000	福原卓実(中3)【男子フリー100m】予選:8位 56.78【男子フリー 50m】予選:11位 26.24【男子フリー100m】決勝:8位 56.82
13		第21回全日本青少年少女空手道選手権 大会	20,000	福井 敢太 5年男子形個人戦 ベスト16

No.	申請者	大会名	交付額 (円)	大会成績
14		第44回全国JOCジュニアオリンピック カップ夏季水泳競技大会	14,000	藪西貴裕(中1)【男子11・12歳】4×50mフリーリレー:5位 1:49.15 【男子11・12歳】4×50mメドレーリレー:19位 2:04.97
15		第44回全国JOCジュニアオリンピック カップ夏季水泳競技大会	14,000	谷口花丸(中1)【男子11・12歳】4×50mフリーリレー:5位 1:49.15 【男子11・12歳】4×50mメドレーリレー:19位 2:04.97 【男子11・12歳】バタフライ50m:13位 28.19、バタフライ50m:5位 1:00.91
16		全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	6,000	桑田一平【男子10歳以下】バタフライ50m:予選49位 33:24
17		第14回全国小学生ゴルフ大会	20,000	長野 莉奈【女子の部】24位 (Total 82)
18		第8回近畿少年少女空手道選手権大会	8,000	福井 敢太 予選敗退
19		第8回近畿少年少女空手道選手権大会	8,000	福井 美月 予選敗退
20	三木市テニス協会	第83回日本商業開発㈱全日本ベテラン テニス選手権'21	16,000	加古 潤三郎 60歳以上男子シングルス:ベスト8 60歳以上男子 ダブルス:ベスト8
21	アルゴニス ポ小野	全国JOCジュニアオリンピックカップ 夏季水泳競技大会	8,000	栗田 蓮太郎 フリー100m 58.41/22位、フリー50m 26.70/13位
22	三木市立三 木東中学校	第24回兵庫県中学校陸上競技新人大会	15,000	①鈴木駿介(中2)【共通三段跳】:10m31 11位②八幡響(中1) 【100m】12"27落選③石井颯亜(中1)【1500m】4'33"07 4位④屋 敷萌子(中2)【800m】2'26"31 12位【共通1500m】5'12"20 24位
23	三木市立緑 が丘中学校	第70回近畿中学校総合体育大会	3,000	駒田瑛人 男子シングルス ベスト8
24	ラボキッズ ジュニア	関西ジュニア選手権大会	24,000	駒田瑛人 男子シングルス 1位 男子ダブルス 8位
25	ラボキッズ ジュニア	DUNLOP全日本ジュニアテニス選手 権'21	8,000	駒田瑛人 14歳以下男子ダブルス:1回戦敗退 14歳以下男子シング ルス:1回戦敗退
26	ラボキッズ ジュニア	2021 U-15全国選抜ジュニアテニス 選手権大会(第40回中牟田杯) 関西地域大会	8,000	駒田瑛人【15歳以下ダブルス】:ベスト16 駒田瑛人【15歳以下シングルス】:ベスト16
27	ラボキッズ ジュニア	2021RSK全国選抜ジュニアテニス大会 関西大会	12,000	駒田瑛人 13歳以下男子シングルス:3位
28	ラボキッズ ジュニア	2021RSK全国選抜ジュニアテニス 大会 2021ワールドジュニア アジア・オ セアニア予選大会候補選手選考会	24,000	駒田瑛人 U13 BOYS SINGLES:ベスト4
29	兵庫県立三 木高等学校	第54回近畿高等学校ユース陸上競技 対校選手権大会	4,000	松元 凜(高2)【女子2年の部ハンマー投】:第5位44.44
30	三木市テニス協会	第83回日本商業開発㈱全日本ベテラン テニス選手権'21(追加申請)	4,000	加古 潤三郎 60歳以上男子シングルス:ベスト8 60歳以上男子 ダブルス:ベスト8

No.	申請者	大会名	交付額 (円)	大会成績
31	三木市立三木東中学校	第70回兵庫県中学校総合体育大会 第36回兵庫県中学校女子駅伝競走大会	49,000	屋敷 萌子(中2)、前田 優音(中2)、小林 希依(中3)、上野 玲(中3)、安藤 桃花(中2)【女子総合：第9位 46分50秒】
32	ジंगा三木スポーツクラブ	JA全農杯2021 全国小学生選抜サッカー決勝大会	126,000	準優勝
33	ラボキッズジュニア	全日本選抜ジュニアテニス選手権大会 関西地域予選会	17,000	①駒田瑛人【14歳以下男子シングルス】：2位 ②玉木翔大【12歳以下男子シングルス】：ベスト16
34	兵庫県立三木東高等学校	令和3年度第37回全国高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会	25,000	杉能 舞夏(高2)【女子49kg級】：2位
35		令和3年度(第15回)全国小学生ゴルフ春季大会	48,000	長野 莉奈 【女子の部】45位(1日目:85 最終日:87 Total 172)
36		全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会	17,000	桑田 一平 【男子10歳以下】バタフライ50m:49位 31:46 【男子10歳以下】自由形 50m:18位 29:47
37		全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会	27,000	谷口 花丸【男子13歳~14歳】バタフライ200m45位 2' 13" 26
38	兵庫県立三木東高等学校	第26回近畿高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会 令和3年度第37回全国高等学校ウエイトリフティング競技選抜大会予選会	47,000	コロナウイルス感染拡大の影響で大会中止、助成金返金
計			847,000	

(2) 国際大会等へ出場する選手への激励金

No.	申請団体名	大会名	交付額 (円)	大会成績
101		東京2020オリンピック競技大会	50,000	山本 俊樹 記録なし(スナッチでは日本記録、ジャーク失格)

3 スポーツ団体の育成事業

(1) 第35回三木市少年スポーツ大会

- ア 目的 三木市の少年・少女がスポーツを通じ健全な心身の育成と技術の向上を図るとともに選手相互の親睦を目的として行う
- イ 期 日 令和3年11月14日（日）、21日（日）、23日（火）、28日（日）
男子サッカーの部 令和4年1月9日（日）
- ウ 会 場 三木山総合公園陸上競技場ほか市内体育施設
- エ 主 催 （公財）三木市スポーツ振興基金、三木市教育委員会
- オ 主 管 三木市少年スポーツ大会実行委員会
- カ 後 援 三木市体育協会、三木市小学校・特別支援学校校長会
- キ 対 象 市内の小学生及び市内の教室等に籍を置く小学生
- ク 総合開会式 中止（各競技別で開会式を実施）
- ケ 種目別会場等

種目	会場	期日	参加者数
陸上競技	-	中止	-
野球	三木山総合公園野球場	11月23日・28日	100名
サッカー（男子）	三木山総合公園陸上競技場	令和4年1月9日	70名
サッカー（女子）	三木小学校	11月21日	32名
バレーボール	勤労者体育センター	11月14日	36名
剣道	吉川総合公園文化体育館	11月21日	95名
柔道	三木高等学校	11月21日	26名
空手道	自由が丘公民館	11月21日	104名
バドミントン	コミュニティスポーツセンター	11月21日	17名
バスケットボール	三木山総合公園総合体育館 アリーナ	11月21日	135名
卓球	-	中止	-
水泳	三木山総合公園屋内プール	11月21日	51名

少年スポーツ大会 種目別結果

種目		1位		2位		3位			
野球		緑が丘スターズ		自由が丘レッドファイターズ		くるみビックス -			
サッカー	男子	ジンガ三木スポーツクラブ		ヴィリッキーニSC		三木平田SC -			
	女子	FCGK		ドリームズA		ドリームズB -			
バレーボール		平田スポーツ少年団A		自由東スポーツクラブ		口吉川バレーボールクラブ -			
バスケットボール	男子	三木市ミニバスケットボール教室		スマイルミニバスケットボールクラブ		吉川ミニバスケットボールクラブ -			
	女子	三木市ミニバスケットボール教室		スマイルミニバスケットボールクラブ		ウィズ緑が丘ミニバスケットボールクラブ -			
バドミントン	1部(5,6年)	小林 伴基	別所小	是常 有希	三木ジュニア	-	-	-	-
	2部(4年以下)	栗田 蓮	白とんぼジュニア	石田 夢彩	広野小	松原 悠真	三木ジュニア	-	-
剣道	4年生以下(女子)	角石 彩結	自由が丘少年剣道教室	-	-	-	-	-	-
	4年生以下(男子)	八木 俊樹	三木中央剣道教室	小林 昴暉	志染スポーツ少年団剣道部	中富 琉絆愛	三木中央剣道教室	横山 煌	三木中央剣道教室
	5・6年生(女子)	中西 萌絵	志染スポーツ少年団	栗田 百音	志染スポーツ少年団	磯口 綾音	自由が丘少年剣道教室	-	-
	5・6年生(男子)	井筒 圭佑	自由が丘少年剣道教室	森 優月	志染スポーツ少年団	鳴美 陽斗	三木平田少年剣道教室	-	-
空手道	【組手】幼年の部	白根カワン直樹	りんいでん	-	-	-	-	-	-
	【組手】小学1・2年男子の部	白根カイオ遥翔	自由が丘東	藤原 颯介	小野東	-	-	-	-
	【組手】小学1・2年女子の部	中谷 妃凜	自由が丘	-	-	-	-	-	-
	【組手】小学3・4年男子の部	今井 大介	月が丘	横山 空	桜宮	毛利 悠人	緑が丘東	香下 輝義	吉川
	【組手】小学3・4年女子の部	牛尾 颯希	北山	深澤 璃恋	自由が丘東	-	-	-	-
	【組手】小学5・6年男子の部	横山 光	桜宮	岩本 京介	緑が丘東	上山 幸輝	緑が丘	今安 凱士	平田
	【組手】小学5・6年女子の部	山本 らん	宮川	義 麻琴	広陵	森元 奏理	緑が丘東	岡本 琴羽	広野
	【形】幼年の部	白根カワン直樹	りんいでん	楠原 莉奈	広野	-	-	-	-
	【形】小学1・2年の部	中谷 妃凜	自由が丘	牛尾 佳怜	北山	白根カイオ遥翔	自由が丘東	ハムザ タルシヤ	自由が丘
	【形】小学3・4年の部	牛尾 颯希	北山	小西 新大	天満東	松末 結叶	北山	中谷 凜愛	自由が丘
【形】小学5・6年の部	森元 奏理	緑が丘東	義 麻琴	広陵	松永 虎汰郎	緑が丘	ムハンマド ターシヤ	三樹	
柔道	団体	自由が丘小	-	志染小	-	-	-	-	-
	1年生以下	赤木 凜久	広野	亀岡 未璃	月が丘	古賀 功人	ひろの認定こども園	-	-
	3年生	古賀 立輝	自由が丘東	尾村 幸四郎	三木	栗田 旭	平田	金本 一颯	三木
	4年生	森 愛菜	広野	井上 嵩琉	木津	亀岡 一輝	月が丘	馬原 安海	小部
	5・6年生	赤木 湊太	広野	小林 奏太郎	つつじが丘	小倉 大駈	広野	石見 琉絆也	別所

少年スポーツ大会 種目別結果

種 目			1 位		2 位		3 位	
水泳	4 年 生 以 下	自由形	男	糸田 一平 (平田小)	藪西 智裕 (志染小)	藤田 葵斗 (三木SS)		
		25m	女	岩谷 侑奈 (三木SS)	吉田 あかね (三木SS)	別井 希光 (三木SS)		
		平泳	男	糸田 一平 (平田小)	藪西 智裕 (志染小)	金本 翔 (三木SS)		
		25m	女	吉田 あかね (三木SS)	稲継 柚純 (三木SS)	横山 陽菜 (三木SS)		
		背泳	男	藪西 智裕 (志染小)	西村 航輝 (三木SS)	藤田 葵斗 (三木SS)		
		25m	女	吉田 あかね (三木SS)	岩谷 侑奈 (三木SS)	別井 希光 (三木SS)		
		バタフライ	男	糸田 一平 (平田小)	金本 翔 (三木SS)	藤田 葵斗 (三木SS)		
		25m	女	岩谷 侑奈 (三木SS)	別井 希光 (三木SS)	稲継 柚純 (三木SS)		
	5 ・ 6 年	自由形	男	金月 大芽 (三木SS)	安随 平 (三木SS)	谷口 陽亮 (三木SS)		
		50m	女	木曾 那芽 (兵教大附属小)	屋敷 乃梨子 (三木SS)			
		平泳	男	金月 大芽 (三木SS)	山下 陽輝 (三木SS)	谷口 陽亮 (三木SS)		
		50m	女	屋敷 乃梨子 (三木SS)	稲継 純玲 (三木SS)			
		背泳	男	安随 平 (三木SS)	山下 蒼平 (三木SS)			
		50m	女	稲継 純玲 (三木SS)				
バタフライ	男	山下 陽輝 (三木SS)						
50m	女	木曾 那芽 (兵教大附属小)						

スポーツ団体の育成事業

第 35 回 少年スポーツ大会

剣道（吉川総合公園文化体育館）



バスケットボール（三木山総合公園総合体育館）



バドミントン（コミュニティスポーツセンター）



バレーボール（勤労者体育センター）



空手道（自由が丘公民館）



柔道（三木高等学校）



女子サッカー（三木小学校）



4 その他目的を達成するために必要な事業

日時	会議等名称	場所	参加人員	内容
4月30日	事業及び会計監査	市庁舎	監事2名	決算監査
6月10日	第1回理事会	市庁舎	理事6名 監事2名	事業・決算報告、監査報告等 役員の選任、定時評議委員会の招集
6月28日	評議員会	市庁舎	評議員4名 理事1名	事業・決算報告、事業計画報告 役員の選任
6月28日	第2回理事会	市庁舎	理事6名 監事2名	理事長・常務理事の改選(書面決議)
7月26日	世界大会(東京2020オリンピック)出場選手激励会	市庁舎	理事2名、選手	東京2020オリンピック競技大会(第32回オリンピック競技大会)出場
8月24日	全国大会出場選手激励会	市庁舎	理事2名、選手	第21全日本少年少女空手道選手権大会、 令和3年度全国高等学校総合体育大会ウエイトリフティング競技選手権大会出場
9月13日	全国大会出場選手激励会	市庁舎	理事2名、選手	第14回全国小学生ゴルフ大会出場
9月24日	少年スポーツ大会実行委員会	市庁舎	少年スポーツ大会 実行委員	競技ごとの開催方法決定等
11月25日	第3回理事会	市庁舎	理事6名 監事2名	役員の改選 (書面決議)
11月29日	評議員会	市庁舎	評議員4名	理事の選任 (書面決議)
1月17日	全国大会出場選手激励会	市庁舎	理事2名、選手	JA全農杯2021 全国小学生選抜サッカー決勝大会
3月22日	第4回理事会	市庁舎	理事6名 監事2名	事業報告、次年度計画等
1月8日	第17回三木市民駅伝競走大会	三木総合防災公園	小学生: 180名(37チーム) 一般: 129名(23チーム)	公益財団法人三木市スポーツ振興基金 後援事業



全国大会出場選手激励会

財団法人三木市スポーツ振興基金設立趣意書

今日の社会を見ると、平均寿命の延びや青少年の体位向上が見られる中で、栄養の不均衡による肥満、運動不足にともなう体力の低下、複雑な社会環境からくるストレスなどの問題が増加しています。

こうしたことから、健康は自分でつくるものだという姿勢が必要になり、体育・スポーツの価値が見直され、近年、幼児から老人にいたるまで、生涯を通じての生きがいとしてのスポーツ活動が活発に展開されるようになってきました。

スポーツをすることにより健全な体力と精神の育成が培われ、あわせて温かい人間関係をともなう地域社会も生まれてきます。

市としてはこういった社会情勢に対応するためさまざまな施策を展開してきましたが、従来の行政主導の考え方や方法によっては、市民の体育・スポーツに対しての多様化する要望に対応しきれなくなっています。従って行政主導・依存の振興体制から、民間創意の導入が図れる振興体制をつくるのが最も望ましいと言えます。

以上から行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、財団法人三木市スポーツ振興基金を設立しようとするものであります。

昭和62年3月26日

財団法人三木市スポーツ振興基金

設立者	三木市
上記代表者	三木市長 大原義治

公益財団法人三木市スポーツ振興基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人三木市スポーツ振興基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県三木市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民の間に広く、体育・スポーツの振興を図ることにより、心身ともに健全な市民の育成と、明るく豊かな地域社会の建設に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 指導者の育成事業
- (2) 競技力向上（選手強化）のための事業
- (3) 選手派遣に対する助成事業
- (4) スポーツ団体の育成事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、三木市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ウ 当該評議員の使用人
 - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
 - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が40万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された 2 名が記名押印する。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 32 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 33 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 34 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 35 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 36 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
五百藏 征幸
今安 孝次
佐藤 由夫
藤田 譲
前田 君司
光川 敏郎
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
井本 智勢子
澤田 頼男
椿原 豊勝
中嶋 将雄
古田 寛明
松本 明紀
- 5 この法人の最初の理事長は 松本 明紀、常務理事は 椿原 豊勝 とする。
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。
岡田 保
河合 敏郎

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	物量等
有価証券	2 億円

各種大会等に参加する者に対する補助金支給要項

(趣旨)

第1条 この要項は、三木市のスポーツを振興するため、全国大会等に参加する者に対し、必要経費相当分の一部を補助するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象とするもの)

第2条 対象とするものは、予選大会等で代表権を得た選手で次の各号に掲げるものとする。

(1) 兵庫県の大会等で優秀な成績をあげ、又は兵庫県教育委員会の推薦を受け、兵庫県代表として参加するもので、三木市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の運動部若しくはこれらに所属する者又は三木市在住の小学生、中学生、高校生、特別支援学校生で、市外の学校の運動部若しくはスポーツ団体に所属する者

(2) 兵庫県の大会等で優秀な成績をあげ、兵庫県代表又は近畿代表として参加する三木市内の大学、スポーツ団体若しくはこれらに所属する者又は市内在住で市外の大学、スポーツ団体に所属する者

2 前項に規定するもののほか、全国大会以上の大会に参加する三木市に関係のある者には、別途激励金を支給できるものとする。

(対象とする大会)

第3条 対象とする大会は、次の各号に掲げるものとする。ただし、大学生及び社会人については全国大会以上を対象とし、最も権威のある大会のみとする。

- (1) 近畿大会
- (2) 全国大会
- (3) 国際大会

(補助金等)

第4条 補助金の額は、大会参加に要する旅費、宿泊費等別に規定する基準により、次の補助率を基に算出した額を限度とする。

2 補助率は次の率を基準とする。ただし、予算の範囲内で決定する。

- (1) 小学生、中学生、高校生 10分の10
- (2) 大学生、社会人 2分の1

3 第3条に規定する大会に参加しなくなった場合は、補助金はすみやかに返還しなければならない。

(補助申請)

第5条 第2条により補助金の支給を受けようとする者(以下「補助対象者」という。)は、大会参加までに基金に申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(交付決定)

第6条 補助金の交付決定を行った場合、その旨を補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

(激励会)

第7条 交付決定を受けたものに対し、必要に応じて激励会を開催するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、当該補助事業が完了したときは、すみやかに実績報告書（様式第3号）を基金に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要項に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要項は、昭和62年4月1日から施行する。

この要項は、平成9年4月1日から施行する。

この要項は、平成19年11月15日から施行する。

この要項は、平成22年5月18日から施行する。

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

この要項は、平成25年12月12日から施行する。

各種大会等に参加する者に対する補助金支給に関する細則

各種大会等に参加する者に対する補助金支給要項（以下「要項」という。）第9条に定める必要な事項は、この細則による。

- 1 要項第3条の対象とする大会については、文部科学省並びに各都道府県及び市町村の教育委員会が主催又は後援若しくは協賛していること。ただし、それぞれの種目の上部協会が主催する場合は、内容を検討し決定する。
- 2 対象とする経費は、次に掲げる経費とする。
 - (1) 旅費
 - (2) 宿泊費
 - (3) 食事費等 宿泊費に含まれる場合を除く食事代
 - (4) 雑費 大会規定に定めがあり理事長が必要と認めたもの
- 3 要項第4条補助金の額の積算については、鉄道又はバス等の公共交通機関料金（貸切りバスの場合は1人当りの借上料）及び宿泊費等により算出し、次により支給する。
 - (1) 市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する者又は三木市在住の小学生、中学生、高校生、特別支援学校生
1人当り積算した額で、5万円を超えない範囲とし、千円未満切捨てした額を支給する。ただし、理事長が必要と認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する者又は三木市在住の小学生、中学生、高校生、特別支援学校生で県の選抜に決定した場合に限り、要項第3条に定める大会に出場する場合については対象とする。ただし、個人負担分を基準とする。
 - (3) 大学生及び社会人は、前条の対象経費のうち、第1号、第2号及び第3号の経費で1人当りの合計額の2分の1が2万円を超えないものとする。ただし、団体の場合は、合計の限度額を10万円とする。
 - (4) 個人、団体にかかわらず一人当り3千円を下限として支給する。
 - (5) 関係機関等から、助成金等がある場合は控除して積算する。
- 4 要項第2条第1号及び2号の規定にかかわらず、東播地区の大会において優秀な成績をあげ、兵庫県中学校総合体育大会又は兵庫県中学校新人体育大会に参加する

者にかぎり、当分の間当該要項を適用し、第4条の補助金を支給するものとする。
ただし、市内で行われる場合は支給しない。

5 その他、理事長が必要と認めた場合は、理事会に諮って、別途決定する。

附 則

この細則は、昭和62年4月1日から施行する。

この細則は、平成2年2月27日から施行する。

この細則は、平成2年6月8日から施行する。

この細則は、平成3年6月3日から施行する。

この細則は、平成4年6月1日から施行する。

この細則は、平成4年11月1日から施行する。

この細則は、平成5年2月1日から施行する。

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

この細則は、平成19年11月15日から施行する。

この細則は、平成22年5月18日から施行する。

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

この細則は、平成25年12月12日から施行する。